

第 4 章

災害から古文書を守る

第1節 災害に備える

1 災害対応の経験

災害は忘れたところにやってくる

平成期の新潟県内では、新潟県北部地震（平成8年）、7.13水害（新潟・福島豪雨）（平成16年）、新潟県中越大震災（以下、中越大震災）（平成16年）、新潟県中越沖地震（平成19年）、長野県北部地震（平成23年）、強風による糸魚川大火（平成28年）などの自然災害が発生しました。全国的にも阪神・淡路大震災（平成5年）、東日本大震災（平成23年）、熊本地震（平成28年）、鳥取地震（平成28年）が連続して発生しています。こうした大規模自然災害の発生時、「文化財レスキュー」などと呼ばれる被災した古文書等の歴史資料を守るための活動が全国の被災地で行われています。

「災害は忘れたところにやってくる」といわれます。しかし、災害が連続している今、災害が発生した場合に予測される事態を想定し、その対応をあらかじめ考えておくことは、古文書の所蔵者はもちろん、公務として古文書に関する業務に携わる行政職員にも必須事項になりつつあります。新潟県内の対応事例に学び、その経験・教訓を知ること、災害の発生前・発生時・発生後にできることを考えてみましょう。

中越大震災と歴史資料の保全 平成16年10月23日に発生した中越大震災では、古文書に関する業務を行う上で、様々な教訓が得られました。古文書等の歴史資料を守ることは、市町村の担当者が行うことができる災害対応の一つです。中越大震災発生から10日以内に対応を開始した十日町市と長岡市の取組を紹介します。

十日町市は、平成16年11月2日、市域の避難勧告解除を待って、市史編さんで調査した古文書の所蔵者約80名へ文書を発送し、安易な廃棄をしないように呼びかけました。そして、所蔵資料の被災状況や保管場所が確保されるまでの間の一時預り・寄託・寄贈の意向を確認しました。長岡市は、同年11月2日付の新潟県教育庁文化行政課長・新潟県立文書館長連名で発信された「被災「文書等」の取扱いについて（お願い）」を市内の避難所に掲示し、同年11月22日付で市史編さんで調査した所蔵者約220名に同様の呼びかけ文を送付しました。その結果、十日町情報館は約7万点、長岡市立中央図書館文書資料室は約100件の相談と約1,500箱の古文書が集まったのです。

十日町市と長岡市の取り組みには、いくつかの共通点があります。第一に自治体史編さんの成果を活用していることです。新潟県内では昭和後期から平成期にかけて、ほとんどの市町村が自治



図64 倒壊した家屋
新潟県中越沖地震



図65 十日町情報館に集まった
たくさんの古文書
（写真提供：十日町情報館）

体史を編さんしました。編さん事業では、執筆を依頼した研究者や事務局を担った自治体職員が、古文書等の歴史資料を所蔵する市民を訪問しました。訪問調査の記録が歴史資料の所在情報となり、中越地震発生時に呼びかけ文を発送する際に役立ったのです。第二の共通点は、古文書を守る活動を市民理解の上に行っていることです。地域に刻まれた先人たちの歩みを後世に伝えていくためには、所蔵者をはじめとした大勢の市民の協力を得ることが大切です。

災害発生時、自治体史編さんの成果を活用して、市民・地域と手を携えて歴史資料を守る姿勢が、行政が行う災害対応としての史料保存の取組に求められています。

2 古文書の防災と減災

災害対応マニュアルの作成 災害発生時は、文化財担当者や図書館職員であっても、当初は避難所の開設・運営などの業務を行わなくてはなりません。災害対応業務と並行して、もしくは少し落ち着いた段階で取組を開始する時、事前に活動の趣旨、相談受付の方法、受付後の対応や情報共有などの留意点した発信文書のひな型があるかないかで初動が大きく異なってきます。

新潟市では、平成27年度に市内に向けて災害対応のための「応急対応マニュアル」を作成しました。その中の「市民生活対策部 生活文化班」の災害対応マニュアルに、指定文化財と未指定の「地域資料」の被害状況の把握、応急対策を明記しています。特に未指定の「地域資料」については、担当課が「過去の調査により、資料所蔵者や資料についての情報を持っている場合」と、「事前の所蔵者・資料情報の有無を問わず」担当課に「直接連絡があった場合」に分けてマニュアル化し、「資料被災状況確認用紙」、「被災資料取扱い説明及び廃棄等防止のお願い」、「被災資料相談受付票」（図66）などの様式を掲載しています。

事前に災害対応マニュアルを作成し、救出活動の趣旨や、相談の受付から救出活動へという流れ（図67）を職場内で事前に共有することが、古文書の防災と減災を考える上で非常に重要なのです。

様式6 被災資料相談受付票

被災資料相談受付票

受付 No. _____

日 時	平成 年 月 日 ()
時 間	: : ~ : :
対 応 者	
資料の数量	
所蔵者・情報提供者 (連絡先)	住 所: 氏 名: 電話番号: メールアドレス:
被災資料に関する 情報	
レスキューの緊急性	緊急 有 無
訪問予定日	
取り扱いの意向	寄贈 寄託 一時預かり
備 考	

記入者 _____

図66 被災資料相談受付票の様式
(新潟市の「応急対応マニュアル」)

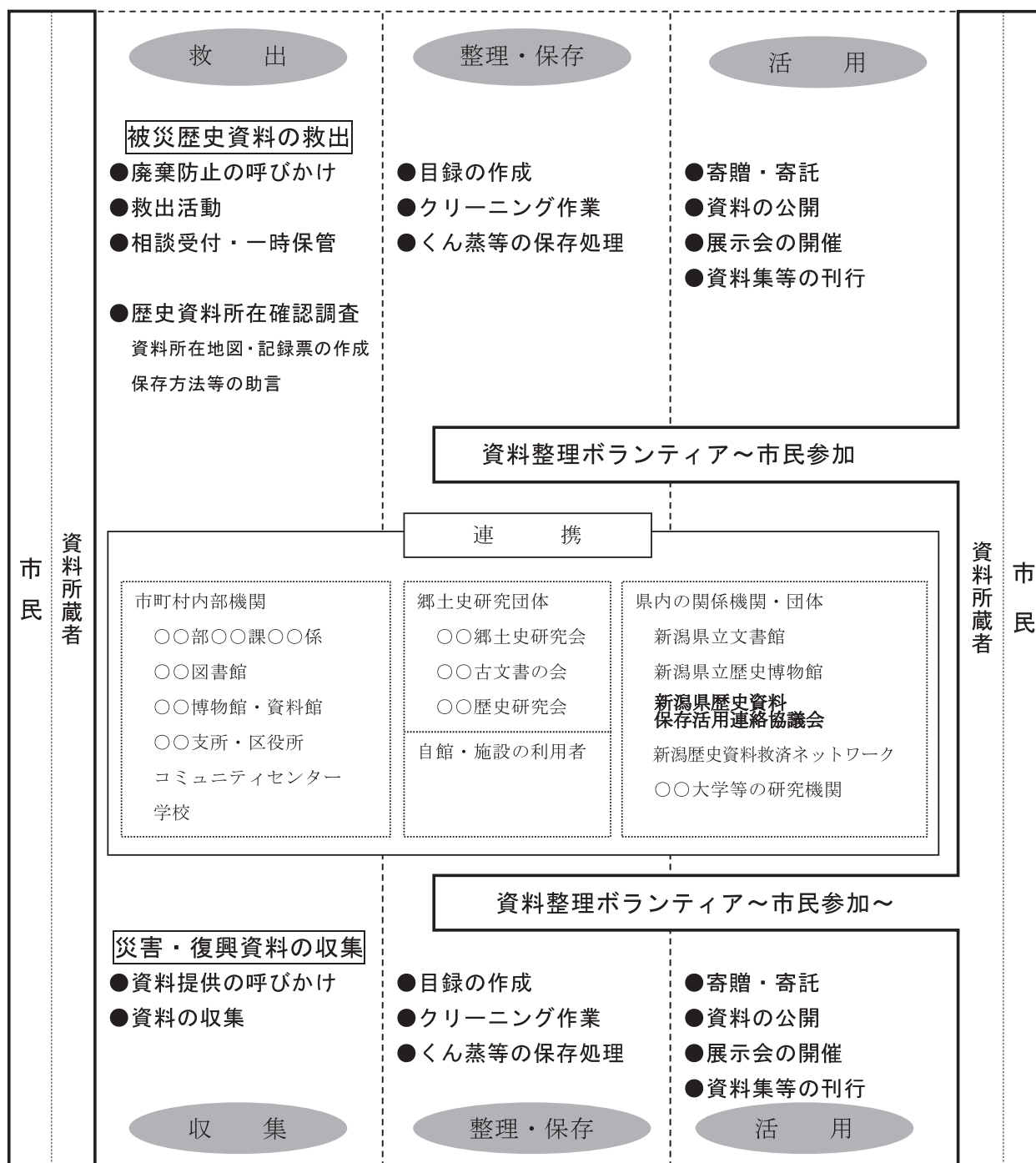


図67 災害対応の流れ

災害前の所在情報の把握 災害発生時、ライフラインの復旧に目途がつくと、地域の指定文化財の被害状況にも注目が集まるようになります。博物館・資料館・図書館などの災害対応が本格化するのはこの段階からです。しかし、旧家の土蔵や家屋に保存されてきた指定文化財以外の古文書については、その被害状況の把握はとても難しい作業です。所属する自治体における古文書の所在情報については、災害が起きてはじめて、十分把握できていないことに気付かされることが多いのです。

そこで、災害発生前に古文書の所在情報を市販の住宅地図等に記すなどして、事前に把握整理して

おくが必要になります。また、機関紙や行事案内などを定期的に発送し、普段から連絡が取れるような関係をつくっておくことも大切です。「備えあれば憂いなし」の言葉のとおりです。(⇒Q 6, 9)

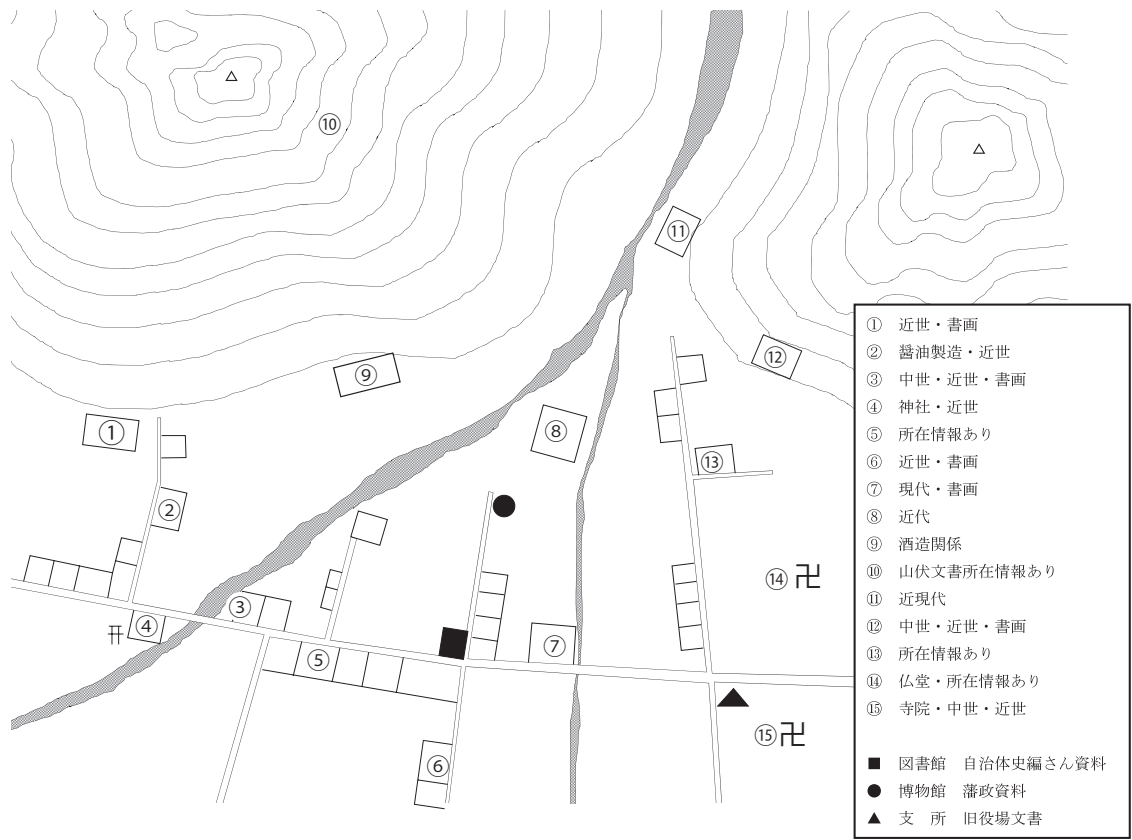


図68 文化財等所在地図（イメージ図）

第2節 災害が起きたなら

1 被害状況を確認する

初動時の対応 災害発生直後、行政職員の多くは、避難所運営などの災害対策本部の業務に従事することになります。その中でも最低限、行っておいた方がよいことを紹介します。

まず第一は、所管する書庫等の保管施設の被害状況を把握することです。地震の場合は、建物の倒壊や書棚からの歴史資料の落下が想定されます。水害の場合は、歴史資料の水損の恐れもあります。作業の安全を確保しながら、自施設の被害状況を把握し、応急対策を講じます。

第二は、地域の被害状況を災害対策本部の発表や新聞報道などから把握することです。被災地域に出向く方法もありますが、初動段階においては災害復旧や被災者支援の妨げになる恐れもありますので、電話やメールなどを駆使してできる限りの情報収集に努め、今後の対応に備えましょう。(⇒Q74)



図69 被災現場の確認

相談受付のタイミングと方法 被災者の後片付けは、いわゆる「災害ごみ」の処理期限にあわせて進んでいきます。災害発生当初は、現地で活動することよりも、まず、取り扱いに困った所蔵者からの相談を受け付ける窓口の体制をつくりましょう。広報誌やチラシなどを使って周知していくことも効果的です。広報誌やチラシの配布は、被災歴史資料を安易に廃棄しないことや、取り扱いに困った時、迷った時の相談窓口が開設されていることを周知することが目的です。新潟県の場合、土蔵や家屋の建て替えや保管する品物の整理は、雪解け後に行われることが多いため、呼びかけは定期的、継続的に行っ

**●歴史資料は地域の「宝」
散逸防止にご協力を**

墨で書かれた古文書や写真、手紙、古い書籍、掛け軸、戦前の新聞などは地域の歴史を伝える大切な記録です。
安易に捨てたりしないようお願いいたします。取り扱いに困りの人はご相談ください。

閩文書資料室 ☎ 36・××××

図70 広報誌への掲載例
(『ながおか市政だより』平成19年9月号)

新史料協 第25号
平成16年11月17日

各市町村歴史資料(文化財)主管課長 様
各市町村文書主管課長 様

新潟県歴史資料保存活用連絡協議会
会長 田中 純夫

新潟県中越地震に伴う歴史的文書等の保全について(要請)

このたびの新潟県中越地震で被災された各市町村におかれましては、謹んでお見舞い申し上げます。さて、このたびの大震災では、建物の損壊などにより、予想を上回る量の歴史的文書が滅失の危機にさらされていると思われます。余震も収まらない中で復旧業務に忙殺されている現在、歴史的文書の被災状況の把握さえも、ままならない地域も多いと思われます。また、古物商の骨董品買い付けなどによる、被災地域での古文書等の流出も、すでに現実問題となっております。

こうした状況を鑑みて、新潟県歴史資料保存活用連絡協議会(新史料協)では、被災した歴史的文書等の保全を呼びかけるとともに、被災市町村に対してさまざまな面からの支援を考えております。また、保全・支援のために、新史料協会員相互の被災情報などの共有化が、是所とも必要となっております。

つきましては、復旧・支援業務に忙殺されている中、誠に恐縮ですが、新史料協事務局へ下記のような情報をお寄せいただきたく、お願い申し上げます。なお、いただいた情報は、「新史料協震災ニュース」で皆様に伝えることを計画しております。

記

- 主に被災市町村の担当課・担当者の皆様へ
 - (1) 歴史的文書等の被災状況を教えてください。
 - ・資料館・図書館・公文書保存庫等の被災、被災資料があれば教えてください。
 - ・民間所蔵の土蔵や民家の被災、被災資料の状況について分かっていただければ幸いです。
 - (2) 被災資料と向き合っていることがあれば教えてください。
 - ・例えば、被災資料の避難場所や、資料移動の際に用いる箱・コンテナを提供することができると、今後、上記1の情報を受けての提供もお願いいたします。
 - (3) 被災資料の現地状況調査の予定があれば、その都度教えてください。
- 主に被災市町村以外の担当課・担当者の皆様へ
 - (1) 被災市町村へ提供できる物資的支援があれば教えてください。
 - ・例えば、被災資料の避難場所や、資料移動の際に用いる箱・コンテナを提供することができると、今後、上記1の情報を受けての提供もお願いいたします。
 - (2) 被災市町村へ提供できる人的支援があれば教えてください。
 - ・ボランティア休暇などを利用して被災資料救済活動ができる方がいれば、教えてください。

連絡先 新史料協事務局(新潟県立図書館内)
〒950-8602 新潟市女池南3-1-2

図71 被災歴史資料の廃棄防止呼びかけチラシ

ていく必要があります。

被災歴史資料の相談受付窓口を設置するタイミングは、被害の大きさやその後の復旧、避難所の閉鎖時期など、様々な要素から判断する必要があります。被災地では人命救助とライフラインの復旧が優先されます。初動時で行った情報収集の成果をもとに、災害対策本部とも連絡・調整をとりつつ、慎重かつ迅速に対応しましょう。

2 古文書を救出する

救出活動の事前準備 被災歴史資料の相談は、避難勧告解除、避難所の統合・閉鎖などの復旧が進む中で次第に増えていきます。相談を受け付ける際、記録票を作成しておくくと便利です。記録票には、相談者の住所・氏名・電話番号等の連絡先、被災歴史資料の概要などを記し、訪問日の設定、現地に入る際に必要な資材の準備、一時保管場所の調整など、その後の対応に役立てます。この「記録票」作成の段階で、緊急の対応が必要であるか否か、広い保管場所の確保や必要人員の見積もりなどを行うことができます。被災歴史資料の概要把握と情報共有が、実際に現地に入って活動を行う上での大切な事前準備になっていくのです。

救出活動の手順と注意点 訪問日や作業人員、受け入れ場所・資材の調整が終わったら、実際に被災地に入って活動します。第一に注意しなければならないことは、活動の趣旨をきちんと相談者に説明することと、ヘルメットやマスクなどによる作業者の安全確保です。被災歴史資料の救出活動の手順と注意点は、本書の第1章第2節で示した災害時以外の活動と大きな違いはありません。現状記録としての写真撮影や資料情報の聞き取りなど、通常業務の中で培ってきた方法論がいくてくるのです。



図72 被災歴史資料の救出活動の様子

救出活動では、一時保管や寄贈・寄託といった今後の取り扱いに関する方向性も可能な範囲で確認します。ただし、災害発生時の混乱した状況の中でするので、最終的な意思確認はこの段階では行わず、あくまで、変更可能な仮の意思確認にとどめ、後日協議する余地を設けておきましょう。また、一時預書や調査礼状などの公文書は、相談者との信頼関係の構築にもつながりますので、発行することに努めましょう。

災害時の協力体制 被災歴史資料の救出活動をする場面に至ると、各自治体の担当者のみではとても手が足りないことに気づきます。そこで、ボランティアや関係機関と連携し、多くの人々の協力を得ることによって、救出できる古文書が増えることになります。

平成16年の中越大震災では、川口町（現長岡市）、小千谷市、長岡市、山古志村（現長岡市）などで甚大な被害がありました。山古志村の民俗資料館の所蔵資料を中心とした被災歴史資料を救出するため、県内の関係機関が連携して、「新潟県中越地域被災文化財救済委員会」が組織されました。救出した被災歴史資料の保管場所を自治体の枠を越えて提供し、新潟大学の教官・学生、県内外の博物館

職員・研究者などが参加するボランティア組織の新潟歴史資料救済ネットワークが作業の中心を担うなど、これまでの史料保存活動にない新しい動きが見られました。その結果、民俗資料で約3,500点、2トントラック2台分の古文書が救出されたのです。

中越大震災時の事例は、古文書や民具などを災害から守り、後世に伝えていくためには、組織を超えたネットワークによる協力・支援体制が役立つことを証明しました。新潟県内では、市民を中心とした資料整理ボランティアとの連携でも成果をあげつつあります（⇒第3章第4節、p. 52～）。新史料協等の関係機関、近隣自治体、ボランティアなど、古文書などの歴史資料を後世に伝えていくためのネットワークの構築が大きな課題になっています。

3 災害と復興を語りつぐ

被災歴史資料の活用方法 救出した被災歴史資料は、本書の第3章と同様の手順で目録を作成し、相談者（資料所蔵者）からの寄贈・寄託の手続きを経て、一般に公開することができます。

長岡市では、展示会を開催したり、歴史資料集を刊行したりするなどして、被災歴史資料の活用に努めています。十日町市では、救出した写真を展示し、被写体に関する情報を広く募っています。

災害によって散逸・滅失する可能性があった歴史資料は「被災歴史資料」としての価値を付加されることによって、古文書を守る意義を伝える存在となり、先人から受け継いだ地域の個性を後世に伝えるために、歴史研究や歴史教育の場で活用されていくのです。

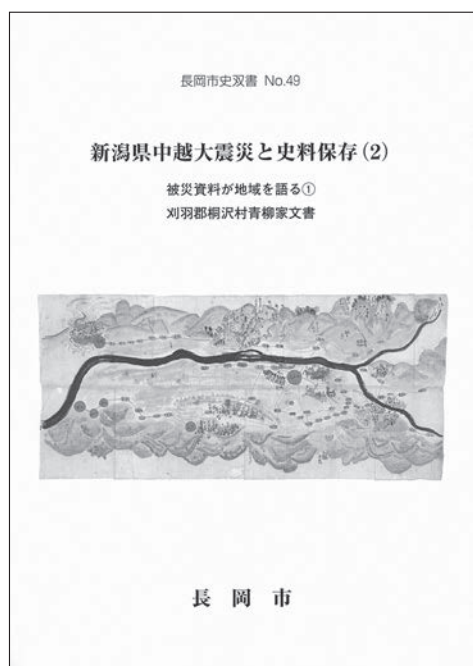


図73 長岡市史双書No.49『新潟県中越大震災と史料保存(2)被災資料が地域を語る②』（表紙）



図74 山内写真館資料写真展（十日町市文化財課所蔵）

災害・復興の記録を残す 災害発生時、地方自治体の歴史資料保存機関における災害対応として、二つの史料保存活動が考えられます。これまで述べてきた古文書等の被災歴史資料を守ることと、もう一つは災害自体の記録を歴史資料として残すことです。

災害が発生すると災害対策本部が設置され、被災地に避難所が開設されます。災害対策本部や災害対応を担う部署では復旧・復興に関する様々な公文書が作成されます。これらは、保存年限が満了した段階で歴史資料として重要な公文書となり、行政の災害対応を伝える歴史資料となっていきます。また、避難所には災害対策本部をはじめ、関係する自治体の各部署や被災者を支援するボランティア・企業などが作成したチラシや掲示物が設置されます。災害を記録した写真とともに、こうした災害・復興の記録も重要な歴史資料になります。

歴史資料は、発生から5年、10年といった周年事業の際に、災害・復興の歩みを振り返るための貴重な素材となり、展示会や刊行物に活用できます。また、地域防災や避難所運営のマニュアルを作成する際の参考資料にもなっていきます。災害・復興の経験や教訓は、「記憶」の中にとどめておくだけでは忘れられてしまいます。古文書と同じように収集・整理・保存し、目録を作成することで、災害の「記憶」は「記録」化され、被災状況や復旧・復興の過程を後世に伝えていくために活用できるのです。

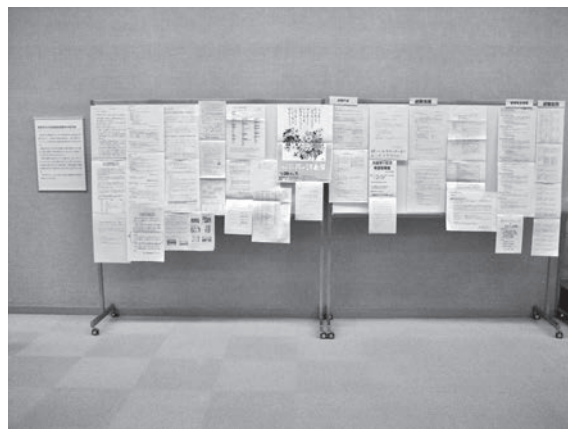


図75 避難所の掲示板の再現展示（長岡市）



図76 長岡市災害復興文庫展